

公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の概要

1 通報制度等の概要

(1) 通報制度

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 24 条（賃金支払）違反や同法第 32 条（労働時間）違反等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第 4 条の違反行為に該当する行為又は特定荷主による物流特殊指定に該当する独占禁止法第 19 条の違反行為に該当する行為（いわゆる「下請たたき」に当たる行為）が存在しているおそれのある事案を把握した場合 ⇒ 公正取引委員会又は経済産業省に通報する

(2) 相談窓口の教示等

労働基準監督機関において、下請法又は物流特殊指定に関するパンフレットを配布する等により、相談窓口を教示する

2 通報事案

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 23 条、第 24 条、第 32 条、第 35 条、第 37 条又は最低賃金法第 4 条違反が認められ（軽微な法違反を除く。）、当該違反の背景に親事業者による下請法第 4 条の違反行為に該当する行為又は特定荷主による物流特殊指定に該当する独占禁止法第 19 条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案（下請事業者又は特定物流事業者の意向を確認した場合に限る。）

3 通報の方法・時期

労働基準監督署は事案を把握した都度都道府県労働局へ報告し、都道府県労働局は速やかに厚生労働省へ報告する。

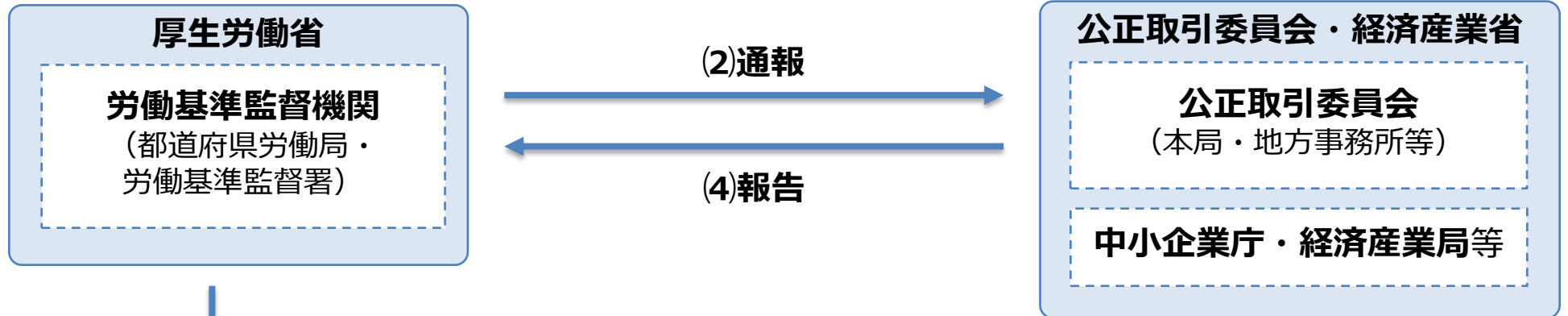
厚生労働省本省において、公正取引委員会又は経済産業省あて速やかに通報する。

4 その他

厚生労働省においては、通報事案に係る情報管理を適切に行い、秘密保持に万全を期することとする。

労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省への通報制度の拡充について

※太字・下線部を拡充



- (1) 臨検監督
- ①以下のいずれかの労働基準関係法令違反が認められ
 - ・労働基準法第24条（賃金支払）違反等
 - ・**労働基準法第32条（労働時間）違反等**
 - ②当該法令違反の背景に親事業者による下請法違反行為・**特定荷主による物流特殊指定違反行為**の存在が疑われ
 - ③下請事業者・**特定物流事業者**が通報を希望した場合

- (3) 立入検査
- 法違反が認められた場合、勧告・公表等

親事業者・**特定荷主**

- ・下請法第4条違反
- ・**物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反**

中小企業
(下請事業者・**特定物流事業者**)